

令和元年度 第2回 アイヌ政策推進交付金交付決定について
(交付決定日：令和元年12月24日)

1. 新規交付決定

(単位：千円)

市町村名	交付対象事業	交付決定額
北海道 むかわ町	・宮戸集会所の集会機能、ム・ペツ館の拠点機能、汐見生活館の生活館機能を移転したイモッペ生活館(仮称)を整備（実施設計）	16,975

2. 変更交付決定

(単位：千円)

市町村名	変更内容	増減額
北海道 札幌市	・伝統楽器「ムックリ」の配布数の減、「ムックリ」の演奏体験機会を提供するための講師派遣を追加 ・伝統楽器「トンコリ」を購入し、希望する学校への貸出を追加	-1,481
北海道 登別市	・JR登別駅におけるポーターサービスの実施（スーツケース等の運搬補助及び多言語に対応した観光案内）を追加	5,354
北海道 白老町	・JR白老駅北観光商業ゾーンにおけるイベント実施に必要な備品の追加購入 ・ウポポイ開業に備えた医療体制の拡充及び多言語化対応の令和元年度からの実施	37,656
北海道 平取町	・新たなブランドの開発・製造のためのUVプリンタの導入を追加 ・レーザー彫刻機導入を令和元年度から実施	14,170
北海道 白糠町	・チャン跡をはじめとする、アイヌの歴史・文化にゆかりがある場所の「アイヌ伝統文化空間」としての整備を追加（基本計画）	4,800

3. 市町村別交付決定額一覧

(単位：千円)

市町村名	第1回交付決定額	今回交付決定（増減）額	合計額
北海道札幌市	100,536	-1,481	99,055
北海道釧路市	131,611	—	131,611
北海道千歳市	46,236	—	46,236
北海道登別市	35,674	5,354	41,028
北海道長万部町	27,590	—	27,590
北海道豊浦町	26,285	—	26,285
北海道白老町	37,749	37,656	75,405
北海道洞爺湖町	20,000	—	20,000
北海道むかわ町	—	16,975	16,975
北海道平取町	102,720	14,170	116,890
北海道新ひだか町	55,343	—	55,343
北海道白糠町	34,359	4,800	39,159
北海道標津町	37,620	—	37,620
三重県松阪市	3,087	—	3,087
交付決定額計	658,810	77,474	736,284

令和元年度 アイヌ政策推進交付金交付市町村

第1回交付決定 8市町村

第1回交付決定 第2回変更 5市町村

第2回交付決定

札幌市
林産物

千歳市
林産物 さけ

豊浦町

長万部町

洞爺湖町

登別市

白老町
林産物 さけ

むかわ町

平取町
林産物 さけ

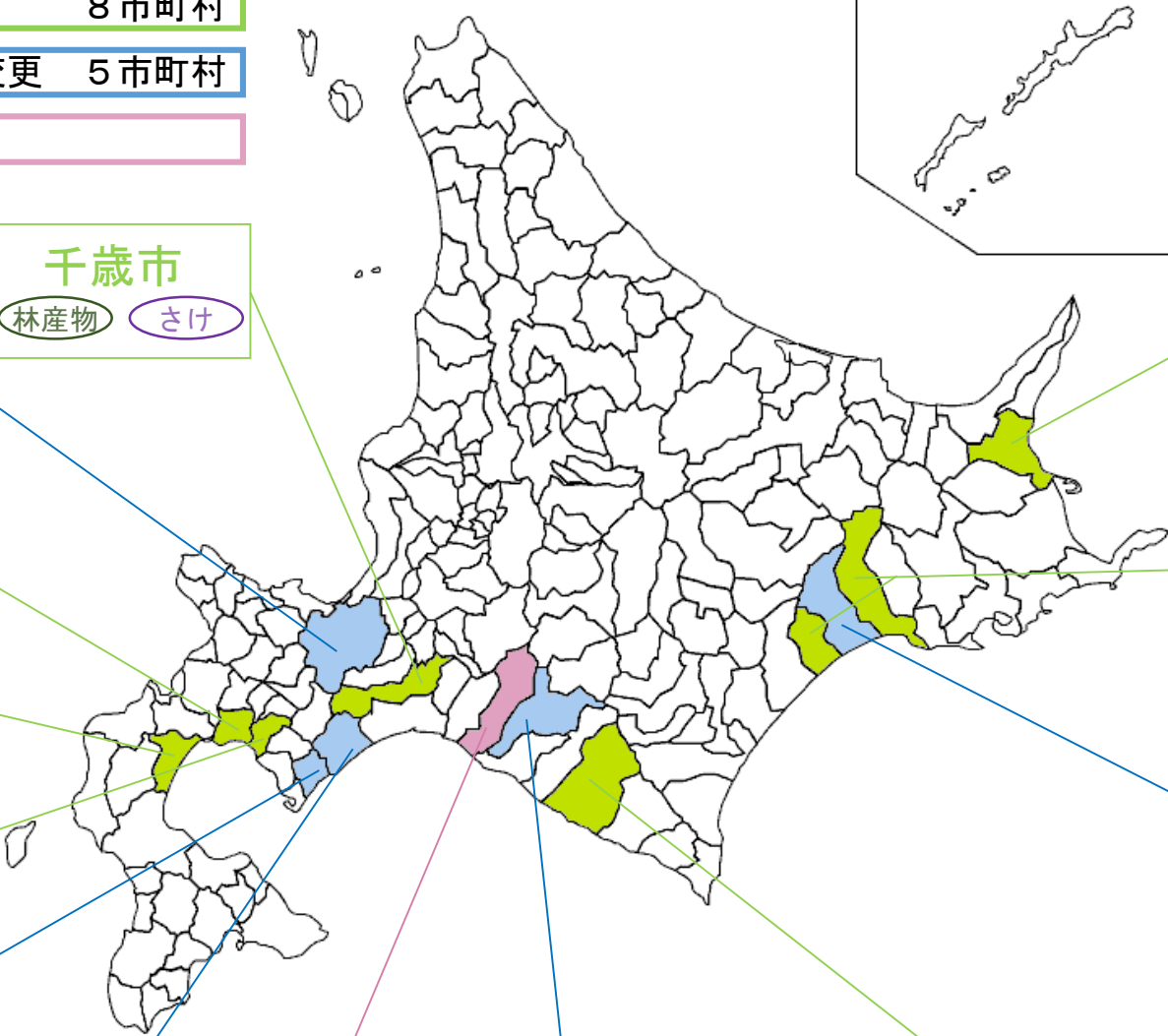
新ひだか町
林産物 さけ

(道外)
三重県松阪市

標津町

釧路市
林産物 さけ

白糠町
林産物 さけ



＜参照条文＞

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(平成三十一年法律第十六号)(抄)

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第10条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 (略)

4 第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7～8 (略)

9 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度

寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10～14 (略)

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第 11 条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第 15 条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。